

◆北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書

意見案第2号

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書

国は、今年6月に閣議決定した「新成長戦略」の中で、2020年までに食料自給率を50%に向上することや、温室効果ガスを25%削減すること、訪日外国人を2500万人とすることなどを目標に掲げた。

これらの目標達成に向けては、我が国の自給食料の22.3%を生産し、全国の森林面積の約4分の1を保有するほか、多様なエネルギー資源や自然環境に恵まれている北海道の役割は極めて大きいばかりでなく、生物多様性の観点からも、北海道の計画的な開発を継続することが求められる。

国は、平成13年1月の省庁再編により北海道開発庁を廃止し、北海道総合開発の企画・立案・推進の機能を国土交通省北海道局に引き継ぐこととした。

しかしながら、今年8月に公表された平成23年度国土交通省組織要求において、国際局の新設が要求されたことから、国家行政組織法に基づく局の総数規定により、北海道局の廃止・統合が危惧されている。

北海道局は、北海道開発を一元的に担当する局として、国が進める関連施策の企画立案や総合調整を、各省各庁と対等な立場で行う機能を有しており、全国一律の観点で政策を所管する国土交通省他局とは性格を異にしている。

さらに、北海道局が北方領土隣接地域の振興政策の企画立案・推進を所掌していることから、ロシア大統領の北方領土訪問により、ロシアによる北方領土の不法な占拠を既成事実化しようとしている状況下において、北海道局を廃止・統合することは今後の北方領土交渉に重大な影響を及ぼすものである。

よって、国においては、食料自給率向上や温室効果ガス削減、生物多様性の維持に加え、北方領土隣接地域の振興やアイヌ政策の拡充における北海道の役割や位置づけを踏まえ、次の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 北海道開発を総合的かつ着実に推進するため、北海道開発の枠組みを堅持し、北海道局を存続すること。
- 2 平成20年7月に閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」を着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣